掛川市告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。 その関係図面は、平成26年7月4日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

掛川市長 松 井 三 郎

NO	路線名	起点	終点	幅員	延長
1	旦付仁丸線	上土方旦付新田字追返 424-1	西大渕字栗平6359-1	4. 40 m ~ 17. 50 m	2, 493. 50m
2	小市橋通り 線支線	上西郷字加島557-2	上西郷字加島556-1	3.00m ~ 10.01m	82. 55 m
3	鰯原環状線	下垂木字鰯原578-1	下垂木字鰯原578-6	6. 02 m ~ 10. 06 m	212. 60 m
4	鰯原環状線 支線	下垂木字鰯原578-1	下垂木字鰯原578-1	6. 02 m ~ 10. 06 m	68. 13 m